(平成11年7月28日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、小樽商科大学国際交流会館規程(以下「規程」という。)第16条 の規定に基づき、国際交流会館(以下「会館」という。)使用に関して必要な事項を定める。

(入居申請)

第2条 規程第6条第1項の規定により入居を願い出る者は、入居許可申請書(別紙様式1)を提出するものとする。

(入居許可)

第3条 規程第7条第2項の規定により入居を許可したときは、入居許可書(別紙様式2) を交付する。

(入居届)

第4条 入居者は、入居後速かに入居届(別紙様式3)及び誓約書(別紙様式4)を提出 するものとする。

(入居期間の延長)

- 第5条 規程第7条第2項により、入居期間の延長を希望する者は、入居許可期間満了日の原則として2か月前までに、入居期間延長申請書(別紙様式5)を提出するものとする。
- 2 前項による入居期間の延長は、原則として1年以内とする。
- 3 入居期間の延長を許可したときは、入居期間延長許可書(別紙様式6)を交付する。 (寄宿料)
- 第6条 規程第8条に定める寄宿料は、国立大学法人小樽商科大学授業料等徴収規程によるものとする。
- 2 前項の寄宿料は、毎月15日までにその月の分を納付しなければならない。
- 3 入居・退去の日が月の中途である場合においても、1か月分の寄宿料を納付するもの とし、15日以降に入居するときはその月の末日までに、15日以前に退去するときは、 退去の前日までにその月の分を納付しなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、入居者の申出があったときは、当該年度内に徴収する寄 宿料の額の総額の範囲内で一括して徴収するものとする。
- 5 休業期間における寄宿料は、当該期間の月数に応じた額を休業開始の月の分と併せて 納付するものとし、休業開始日が15日以前の場合は、その前日までに納付しなければ ならない。
- 6 前5項において、寄宿料の納付を指定した日が休業日の場合は、当日又は当日まで引き続く休業日の前日までに納付しなければならない。

(使用料)

第7条 規程第8条に定める使用料は、国立大学法人小樽商科大学宿舎管理規程によるものとする。ただし、月の中途において入居又は退去する場合のその月の使用料は、使用

料日割額にその居住日数(入居日及び退去日を含む。)を乗じて得た額とする。

2 前項の使用料は、毎月15日までにその月分を納付しなければならない。ただし、月の中途で入居するとき は入居の日から起算して10日以内(月の20日以降に入居するときは、その月の末日まで)に、月の15日以前に退去するときは、退去の前日までに納付するものとする。

(光熱水料等)

- 第8条 規程第8条第3項に定める光熱水料等は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 居室の専用メーターによるその使用量に応じた経費
 - (2) 保証積立金(入居時一括納入)
 - (3) その他使用上の必要経費
- 2 前項第2号に定める経費は、入居時に徴収するものとする。

(入居許可の取消し)

第9条 規程第13条により入居の許可を取消したときは、入居許可取消通知書(別紙様式7)を交付するものとする。

(退去手続)

第10条 入居者が、規程第14条第1号により退去するときにあっては1か月前までに、 同条第2号、第3号により退去するときにあっては、7日前までに退去届(別紙様式8) を提出しなければならない。

(退去猶予)

- 第11条 入居者は、帰国又は転居の手続等の理由により、退去の猶予を希望するときは、 退去猶予申請書(別紙様式9)を入居許可期間終了日の10日前までに、提出しなけれ ばならない。
- 2 前項の退去の猶予期間は、14日を限度とする。
- 3 退去の猶予を許可したときは、退去猶予許可書(別紙様式10)を本人に交付するものとする。

(施設等の確認・点検)

第12条 入居者は、居室及び居室に属する設備、備品等について、入居に際しては職員 の立会いの下に確認を行い、退去に際しては職員による点検を受け、その指示に従わな ければならない。

(掲示物)

第13条 入居者が、会館内において掲示物を掲示するときは、あらかじめ館長に届け出て、所定の場所に掲示するものとする。

(公示等)

- 第14条 入居者に対する公示等は、所定の場所において掲示により行う。
- 2 公示等は、これを行った日から7日を経過した日をもって、入居者に周知したものと みなす。

(雑則)

第15条 この細則に定めるもののほか、会館の使用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この細則は, 平成11年7月28日から施行する。 附 則

この細則は、平成16年5月20日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

別紙様式 略